# セルソース株式会社定款

# 定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、セルソース株式会社 と称し、 英文では、CellSource Co., Ltd. と表記する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - 1. 組織、細胞の加工、製造、培養、保管及び配送等の受託
  - 2. 加工、製造、培養された細胞等の研究機関等への分譲
  - 3. 無菌安全試験等の受託
  - 4. 再生医療技術、医薬品等の研究、開発及びそれら知的財産権、ノウハウ等のライセンスアウト
  - 5. 医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、化粧品、健康食品、医療機器、美容機器及び関連諸用品の設計、開発、製造、輸入、製造販売並びに販売
  - 6. ウェブサイトの作成及び運営管理
  - 7. 情報システムの企画、開発、管理、販売
  - 8. 医療機関からの非医療業務受託
  - 9. セルプロセッシングセンター(CPC)の企画、運営、保守
  - 10. 広告、宣伝及び販売促進並びに印刷物及び出版に関する企画、制作、 運営、管理及びコンサルティング
  - 11. 人材派遣及び有料職業紹介事業
  - 12. 貸金業
  - 13. 損害保険及び少額短期保険の代理業、並びに生命保険の募集に関する業務
  - 14. 前各号に関するコンサルティング業務、マーケティング業務
  - 15. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関構成)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
  - (1) 取締役会
  - (2) 監査等委員会
  - (3)会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、 日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、5,184万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
  - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権 の割当てを受ける権利

#### (株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
  - ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

#### (株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続等 は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取 扱規則による。

# 第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集 し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の基準日は、毎年10月31日とする。

# (招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し議長となる。
  - ② 取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序 により他の取締役がこれを招集し議長となる。

#### (決議の方法)

- 第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第15条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
  - ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

# (電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
  - ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部 又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して 交付する書面に記載しないことができる。

#### 第4章 取締役及び取締役会

#### (員数)

- 第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。
  - ② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

## (取締役の選任の方法)

- 第18条 当会社の取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
  - ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

## (取締役の任期)

- 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時ま でとする。
  - ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - ③ 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された 監査等委員である取締役の任期は、退任者した監査等委員である取締役の 任期の残存期間と同一とする。
  - ④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### (代表取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

### (取締役会の招集権者及び議長)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
  - ② 前号に定める議長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会は、会日の3日前までに各取締役に対して招集の通知を発する ものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
  - ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。

## (取締役会の決議の省略)

第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### (重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の

全部又は一部を取締役に委任することができる。

## (取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### (報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

- 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる 取締役(取締役であった者を含む。)の損害責任を、法令の限度において、 取締役会の決議によって免除することができる。
  - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

#### (常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選 定することができる。

#### (監査等委員会の招集通知)

- 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
  - ② 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査等委員会を開催することができる。

#### (監査等委員会の決議方法)

第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### (監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会に おいて定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
  - ② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時 株主総会において再任されたものとする。

# 第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。
  - ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。
  - ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第38条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第39条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第40条 当会社は、第7回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第

- 1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 第7回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。

# (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第41条 2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主 総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書 類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
  - ② 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

- 作 成:2015年11月12日
- 変 更:2016年3月1日
- 変 更:2017年8月4日
- 変 更:2017年10月2日
- 変 更:2018年1月22日
- 変 更:2018年4月24日
- 変 更:2018年5月10日
- 変 更:2018年11月13日
- 変 更:2019年1月28日
- 変 更:2019年3月27日
- 変 更:2019年4月1日
- 変 更:2020年1月28日
- 変 更:2020年11月1日
- 変 更:2021年1月28日
- 変 更:2021年11月1日
- 変 更:2022年1月27日
- 変 更:2023年1月27日